

【クレジットカードによる公売保証金の納付について】

1 手続きに入る前に

- (1) 手続きに入る前に、KSI 官公庁オークションガイドライン、習志野市インターネット公売ガイドラインなどを必ずお読みください。
 - (2) KSI 官公庁オークションのログイン ID（以下、「ログイン ID」）を取得して、インターネット公売の習志野市公売物件一覧画面で公売物件をクリックして表示される公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行った後、この手続きを行ってください。
 - (3) 公売参加者が法人の場合、法人代表者名で取得したログイン ID で同様に公売参加仮申込みを行ってください。
 - (4) 公売保証金の金額は、公売物件ごとに異なります。また、公売保証金の納付は公売物件の売却区分ごとに必要です。必ず、入札しようとしている公売物件の公売物件詳細画面から公売保証金の金額を確認した上で、次の手続きを行ってください。
 - (5) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログイン ID で習志野市インターネット公売の公売物件詳細画面から公売参加仮申込みを行った後、この手続きを行ってください。
 - (6) 公売物件が農地を含む場合
 - ア. 公売物件が農地法上の農地を含む場合、農業委員会等から交付を受けた「買受適格証明書」を提出してください。
 - イ. 公売物件のうち農地について、買受人に権利が移転するのは、農業委員会等の許可または届出の受理があったときです。
- (注) 習志野市では、公売保証金の納付と「買受適格証明書」の提出の両方を確認後に、公売参加登録（公売参加申込み完了）の手続きを行います。「買受適格証明書」の発行手続きについては、公売物件のある市区町村の農業委員会にお問い合わせください。

2 公売保証金の納付

- (1) 公売システム画面の案内にしたがって、参加者情報およびクレジットカード情報を入力します。法人で公売に参加される場合、クレジットカードは当該法人の代表者名義のものをご使用ください。
- (2) 使用できるクレジットカードは以下のものとなります。
VISAカード マスターカード JCBカード ダイナースカード
アメリカンエクスプレスカード
※上記のクレジットカードでもごく一部ご利用いただけないカードがあります。
※利用可能なクレジットカードは、国内発行のものに限ります。
- (3) クレジットカードによる公売保証金の納付は、手続きの完了と同時に入札可能な状態となります。
(不動産公売の場合は、公売保証金の納付手続き完了及び陳述書の提出が必要です)

3 「陳述書」等の送付（公売財産が不動産の場合のみ）

公売財産が不動産の場合、暴力団員等に該当しない旨の陳述書等を入札前に執行機関へ提出しなければ入札することができません。

※「陳述書」等は「各種様式のダウンロード」の項目からダウンロードしてください。

4 公売保証金の返還

- (1) 落札者（最高価申込者）および次順位買受申込者並びにその代理人など以外の方が納付した公売保証金は、入札期間終了後に返還します。この場合、返還まで入札終了後数週間程度かかることがあります。
- (2) 次順位買受申込者又はその代理人などが納付した公売保証金は、買受代金納付期限まで落札者（最高価申込者）またはその代理人などが代金を納付した場合などに返還します。この場合、返還まで入札終了後数週間程度かかることがあります。
- (3) 公売保証金を納付した物件の公売が中止された場合、およびインターネット公売全体が中止となった場合、納付した公売保証金は中止後に返還します。この場合、返還まで入札終了後数週間程度かかることがあります。
- (4) 公売保証金が返還される場合は、あらかじめ指定した公売参加申込者または代理人名義の銀行口座へ習志野市から振り込まれます。
- (5) 公売参加申し込み後、入札をしない場合には、公売保証金の返還時期は入札期間終了後となります。
- (6) 国税徴収法第 108 条第 1 項各号に該当する公売参加申込者又はその代理人などの公売保証金は返還しません。

5 公売保証金の没収

公売参加者またはその代理人が納付した公売保証金は、以下の場合に没収し、返還しません。

- ア 落札者（最高価申込者）、次順位買受申込者となり売却決定されたが、納期限までに買受代金を納付しない場合

イ その他国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

6. 書類の提出先

〒275-8601 習志野市鷺沼2丁目1番1号

習志野市協働経済部窓口サービス推進室 債権管理課 宛

(注) 提出方法は、郵便または直接持参にて提出してください。なお、提出に係る費用は買受人負担となります。